

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R5単価契約首都圏道事務所不動産鑑定評価業務(その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 首都圏道事務所長 田中 満 千葉県松戸市竹ヶ花86	令和5年4月19日	神奈川鑑定 神奈川県横浜市戸塚区上矢部284-8 ユードリーム横浜戸塚411号	-	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和5年度における一般国道464号改築事業(松戸市内)の用地取得等に必要不動産鑑定評価を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で高い信頼性を必要とすることから、地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績、業務実施方針などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 神奈川鑑定は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	177,100	-	-	単価契約 (基準単価)
R5単価契約首都圏道事務所不動産鑑定評価業務(その2)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 首都圏道事務所長 田中 満 千葉県松戸市竹ヶ花86	令和5年4月19日	株式会社さくら総合事務所 東京都千代田区神田神保町1-11	7010001182193	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和5年度における一般国道464号改築事業(松戸市内)の用地取得等に必要不動産鑑定評価を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で高い信頼性を必要とすることから、地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績、業務実施方針などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社さくら総合事務所は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	177,100	-	-	単価契約 (基準単価)
R5単価契約首都圏道事務所不動産鑑定評価業務(その3)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 首都圏道事務所長 田中 満 千葉県松戸市竹ヶ花86	令和5年4月19日	株式会社国土評価研究所 東京都渋谷区渋谷1-10-3 スタープラザ青山202	2011001008021	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和5年度における一般国道6号、一般国道14号及び一般国道464号改築事業(市川市内)並びに一般国道298号新設の用地取得等に必要不動産鑑定評価を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で高い信頼性を必要とすることから、地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績、業務実施方針などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社国土評価研究所は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	177,100	-	-	単価契約 (基準単価)
R5単価契約首都圏道事務所不動産鑑定評価業務(その4)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 首都圏道事務所長 田中 満 千葉県松戸市竹ヶ花86	令和5年4月19日	東西アプレイザル 東京都調布市八雲台1-37-14	-	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和5年度における一般国道6号、一般国道14号及び一般国道464号改築事業(市川市内)並びに一般国道298号新設の用地取得等に必要不動産鑑定評価を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で高い信頼性を必要とすることから、地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績、業務実施方針などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 東西アプレイザルは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	177,100	-	-	単価契約 (基準単価)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R5 首都国道広報補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 首都国道事務所長 田中 満 千葉県松戸市竹ヶ花86	令和5年9月26日	株式会社 電通東日本 さいたま支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソ ニックティビル	-	<p>会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、国道6号(新宿拡幅)の歩道橋撤去に伴う交通規制のラジオ放送及び、国道298号の整備効果の効果的な広報の手法を検討し、実施するものである。本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、企業および技術者の経験、業務の実施方針、特定テーマに対する提案などを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。株式会社 電通東日本 さいたま支社は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。</p>	非公表	4,499,000	-	-	